（下水道法施行規則の一部改正）

第二条　下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（操作規則） **第四条の四**　法第七条の二第一項（法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 一　操作施設の操作の基準に関する事項 二　操作施設の操作の方法に関する事項 三　操作施設の操作の訓練に関する事項 四　操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項 五　操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持に関する事項 六　操作施設を操作するため必要な水象の観測に関する事項 七　操作施設の操作の際にとるべき措置に関する事項 八　その他操作施設の操作に関し必要な事項 （公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等） **第四条の五**　（略）	（新設） （公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等） **第四条の四**　（略）

（河川法施行規則の一部改正）

第三条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国土交通大臣による特定維持の公示） **第七条の七**　令第十条の九第一項の公示は、官報に掲載して行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合において公示するいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。 （この省令の規定の準用河川への準用） **第三十八条の四**　第一条、第二条、第四条から第六条まで、第七条第三号、第七条の二、第七条の六、第七条の七、第八条第一項、第九条から第十八条まで、第十八条の六から第三十三条の十三まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十二条の規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （表　略）	（新設） （この省令の規定の準用河川への準用） **第三十八条の四**　第一条、第二条、第四条から第六条まで、第七条第三号、第七条の二、第八条第一項、第九条から第十八条まで、第十八条の六から第三十三条の十三まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十二条の規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （表　略）

（都市計画法施行規則の一部改正）

第四条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。